川崎市市民活動支援指針改訂検討委員会 第2回小委員会 議事録

■日 時 平成 26 年 8 月 27 日 (水) 9:30~11:40

■場 所 川崎市役所本庁舎3階 総合企画局会議室

■出席委員 名和田委員長、徳田副委員長、庄嶋委員、廣岡委員 (以上委員4名出席、福森委員は都合により欠席)

■事 務 局 総合企画局自治推進部:勝盛担当課長、鴻巣担当係長、藤井担当係長、大橋主任

■関 係 者 市民・こども局市民活動推進課:飯塚課長、海津担当係長、三田村主任

■傍聴者 0名

■配布資料 資料:市民活動支援指針改定検討委員会報告書素案(事務局素案)

市民活動事例資料(落合委員・徳田委員提供)

徳田委員意見資料:市民活動支援指針改定検討委員会報告書素案について

その他:次第、委員名簿、前回委員会議事録等

開会 進行役:名和田委員長

• 配布資料確認

・本日の流れ確認

議事 進行役:名和田委員長

1. 報告書素案の確認について

・資料に基づき、事務局が報告書素案の内容を説明、内容の確認、意見交換を行った。

(1)全体構成について

名和田委員長:第1章は現状を記していて、第2章で委員会での議論の内容を書き、第3章でそれ を踏まえた提言をする。記載が重複しているかなという部分もいくつかあるのです が、全体の構成としては、これで良いかと思います。

廣岡委員:「川崎市市民活動支援指針」がどんなものなのか分からない一般の方が、読んで分かるようにした方が良いと思います。4つの活動資源が出てくる辺りは、私たちには分かるのですが、少し唐突です。委員会の概要紹介が第1章か、どこか始めの方にあった方が良いと思いました。

名和田委員長:「はじめに」の部分で書かれていると捉えることもできます。 徳田副委員長:この報告書は一般への公開を前提としているのでしょうか?

事務局: ホームページ上等での公開を前提としています。一般の方の閲覧も想定しておりますし、今後各所で市民活動に関連する考え方の整理などをする際に、参考になるようなものにしたいという考えもあります。

名和田委員長:確かに「はじめに」はあいさつの印象もあり、飛ばして第1章から読まれる方もいるでしょう。「市民活動支援指針の改定」がこの委員会の唯一のテーマだと思って

いる人は、違和感を覚えられてしまうかもしれません。「はじめに」の内容を第1章の冒頭に少し持ってくるという感じでしょうか。

廣岡委員:第1章の4「川崎市における活動支援策の現状」のところで「市民活動支援指針」 について少し書かれていますが、前提が書かれていないので、良く読まないと分か りません。

名和田委員長:別途概要版も作られるのでしょうか。

事務局 : 第1回・第2回委員会で市民活動支援指針の改定について資料を配布し、説明した

経緯もあるので、もう少し記載を詳しくできないかどうか検討します。

徳田副委員長:掲載の順番の問題かなと思います。

名和田委員長:「はじめに」の中での内容を第1章の最初で繰り返しても良いと思います。その方

が読者にとっては入りやすいでしょう。

(2) 第1章について

名和田委員長:第1章は川崎市が積み上げてきた実績と現在、課題等について整理しています。第 2章につながる重要な章ですが、基本的には過去の事実の整理が中心です。抜けて いる視点やご指摘等ありましたらお願いいたします。

徳田副委員長:「市民」という時に、個人を想定している場合もありますが、行政的にはもう少し 広義にとらえていることが多い。ここでいう「市民」がどのような「市民」を指し ているのか、定義が必要です。

名和田委員長:自治基本条例に規定されている「市民」は、確か在住、在勤などと定義されていま した。事業者なども当然入ってきます。一言ふれておくと良いと思います。

事務局:市民活動団体、事業所も含まれます。

名和田委員長:「住民」という言葉を使わずに、わざわざ「市民」という言葉を使った時には、私 は広義の「市民」をイメージするのですが、一般にはそうでない人もいるでしょう。 「川崎の住民」という意味ではなくて「在勤・在学・在活動、事業者も含む」とい う言及が必要かもしれません。

「区域」という言葉も同様です。政令指定都市の場合は一般的な「区域」ではなく、行政区の「区域」がイメージされている場合があります。両者は発音が少し違うのですが、文章で表した際は分かりませんので、あいまいさが残らないよう配慮する必要があります。

庄嶋委員 :3の「市民が市民を支える仕組み」の座りが少し悪いなという印象があります。1・ 2は法制度に関すること、4は川崎市の支援施策があり、その間にあるのですが、 内容も次の4と重なる部分もあるように感じ、読みづらさを感じます。

事務局: 事務局でも同様の意見が出ていました。4の記載は行政が今、行っている施策が中心になります。しかし例えば寄付の話や、委員の方々から出された市民間の連携、中間支援などの話をどこに落とすのか。これらは独立させた方がよいのではないかという考えから、3として整理した経緯があります。

名和田委員長:川崎市の自治基本条例で考えられている「協働」は「行政と市民の協働」ですが、

全国的には「市民間の連携」も「協働」と定義している条例も散見されます。川崎市も同様の方向でこれからは「協働」を広く捉えていこうという方向だと思いますが、既にこれまでも実態としてはそうなっていた面がある。市民が相互に連携したり支援したりするという発想がそもそも市民活動側にもありましたし、市民活動支援施策にもあったということを、3という項を立てて強調しているのかなと思います。これを4や5の後に持って行ったとしても、それはそれで違和感がありそうです。3の書き方の問題ではないか。市民間の連携の気風が川崎にもある。行政にもそういう問題関心があったということをもっとはっきりさせればよいと思います。

庄嶋委員

: 例えば6ページの(2)中間支援組織による活動支援の冒頭で、「4つの活動資源等」が唐突に出てきます。これより前にこの4つの資源に関する説明はありません。また次の7ページで入って初めて、「前述のように…」に続けてこの4つの「活動資源」の詳細が出てきます。文章の順番の入れ換え等をしている内にこうなってしまったのかと思いますが、不自然な印象です。自治基本条例の話はどこかに入れなくてはいけないと思いますが、もっとうまく収めるような方法があると思います。

名和田委員長:今のご指摘を事務局の方で踏まえて記載の工夫等をいただき、次回示していただければと思います。前後関係の不自然さや誤植等も改めて精査をお願いいたします。

庄嶋委員

:私は川崎市民ではなく、あまり川崎の施策等について知識が無い面もありますので、常にその視点から考えるようにしています。改めて全体を振り返ってみた時に、例えば「指定管理者制度や協働型事業など民間の担い手の領域が拡大している」というような記述に対しては、「川崎市で指定管理者制度に市民の担い手が入っている事例はどんなものがあるのかな」と思います。自分の地元の大田区だったら、いくつかぱっと思い浮かぶのですが、川崎市では分からない。全体の分量の問題もあり、どこまで書けるかは難しいですが、先日の委員会でも指摘させていただいた様に、リアリティを持たせるためには、もう少し、固有名詞までいかなくても具体的な記述があると、裏付けられる。データでも事例でも、記述に少し入っているともっと立体的に見えてくると思います。

名和田委員長:市民活動団体が指定管理者になることで、身の丈にあった活動が期待できるといったような議論があったかと思いますが、具体例としては、例えば麻生市民活動サポートセンターやまゆりは指定管理でしょうか?事例があると確かにリアリティが増します。公園を指定管理しているような例などもあるのでしょうか?

事務局: 生田緑地の中の施設の運営管理を民間が行っている例はありますが、公園管理者は 川崎市となっています。また、わくわくプラザや子ども文化センターのいくつかで NPO 法人が運営管理している事例があります。

徳田副委員長:総合型スポーツクラブの例もありましたね。

事務局:そうですね。

名和田委員長:少し、そういった事例に言及した方が良いでしょう。川崎市の実績を表している所なので、既にここまでの到達点があるということも確認したいところだと思います。

事務局: 事務局でも事例を探してみたいと思います。

名和田委員長:論点が変わりますが、コミュニティカフェが中間支援という文脈で語られていて、 もちろんそうした面もあるのですが、民設民営の活動拠点としても、語ってよいか と思います。

またNPO法の意義ですが、既に書かれているような簡便に法人格を得られるようになったということは確かですが、ではなぜ日本はそれまでそれができなかったかというと、公益に関する判断をその分野の管轄省庁が独占していたからです。だから省庁が認めない活動については、法人格が与えられず、この構造への反発が当時ありました。この背景について、少し触れてほしいなという気がいたします。省庁が判断することは不当ではなく、法律に基づいた専門的な判断をしていたのですが、「公益かもしれないもの」に、幅広く市民がチャレンジする土壌が無かった。NPO法成立の背景には、公益を行政がリジットに判断して法人化したり、行政処分をしたりする。こういう一本のハードなルートしかなかったことに対する反省があったかと思います。

協働型ルールの問題についても、もう少し記述してはどうでしょうか。他の自治体では協働契約と言っている例もあります。川崎市でのしくみや実践内容について、もう少しふれてはどうか。書いてあると言えば書いてあるのですが、もう少し踏み込んでも良いという感想を持ちました。特に強い意見ではありません。

- 徳田副委員長:第1章を現状、第2章を課題と調査審議と考えると第1章の5は第2章に入るべき ではないかと思います。
- 名和田委員長:特に(2)施策体系上の課題 のところは、これまで自治推進委員会や包括外監査 で指摘されたところなので、この部分は第1章で良いと思いますが…
 - (1) 幅広いニーズへの対応の必要性 のところは、これもアンケート調査の結果 ということなので、歴史的事実というようなことになるでしょうか。
- 徳田副委員長: 例えば現状では、市民活動上の課題というようなことも出てきています。これは第 2章の話ではないか。ここでも述べておくという書き方もあるとは思いますが。
- 名和田委員長:第1章と第2章でいくつか記載の重複があるほうが、むしろ自然と思います。第1章の5は第2章への橋渡しの意味でもつくられていると思いますが、これが本当に読みやすいかどうか、事務局で改めて検討いただければと思います。現状の構成・記載の意図も理解できます。
- 廣岡委員:1の(4)の「市民のさまざまなコミュニティ活動の実態」という表現は「地域に応じた活動」という意味かと思うのですが、言葉としてわかりにくいと思いました。では、「市民活動」と「コミュニティ活動」は違うのか。「自治会がやっているコミュニティ活動」「市民活動がやっているコミュニティ活動」もあると思います。後のどこかで、「NPO法人はテーマを中心とするのに対し、自治会組織は…」というような記述もあったかと思います。「コミュニティ活動」といった時にどのような活動を指しているのでしょうか。
- 名和田委員長:「地縁活動」といったような意味で「コミュニティ活動」が使われているのかなと 思います。(4)のイのところでは一定の地理的範囲としてのコミュニティを意識

しているようにも思います。表題のところで使われているものと比べ、意味のゆら ぎが見られることもわかりにくさの原因かと思います。

庄嶋委員 :3ページの(2)でいろいろな活動があるというところで、「町会や自治会などのコミュニティ活動」という表現があります。この書き方だと「市民活動」に「コミュニティ活動」が含まれるということになります。もともとの「市民活動」は狭義に捉えられていて、それを少しずつ拡大していく中で、そうした活動も含まれるようになってきたということが今の到達点なのかなと思います。

名和田委員長:言葉の意味合いで読みにくくなったり、分かりにくくなったりしてしまう点があってはいけないと思います。確かに読みにくいので、事務局の方で再考いただければと思います。

(3) 第2章について

名和田委員長:我々が議論していたことをまとめた章になるかと思います。いきなり意見に入っている印象があるので、各項目に2行くらいで良いのでリード文を入れてはどうでしょうか。

徳田副委員長:14ページ3行目の「ハンズオン支援の強化」に関する記載で、「…学生などの連携による」とありますが、実際の連携の際は個人ではなく、学校などの組織単位の場合も多いかと思います。文章の趣旨も伝わりにくく感じます。例えば「専門的な人材によるサポートや行政、地域の共益団体、大学などの連携を含めたハンズオン支援の強化」とすれば、伝わりやすくなるかと思います。

名和田委員長:我々の発言が表されている部分ですので、その他も趣旨が伝わっていないという部分がもしありましたら、いろいろと御指摘いただきたいと思います。

活動資金のところで「融資制度はハードルが高いのではないか」とあります。確かにそういう発言をしたなと思います。しかしこれは、その後の今後の方向性に関する主な意見のところで、前向きに受けていただいているので、良いかなと思います。あまり否定的にならずにつくっていただいています。

徳田副委員長:7の(2)の③寄付や民間支援の活用のところで、市民ファンドのことが主に述べられていますが、企業ファンドも目指しては良いのではないかと思っています。川崎市の有力企業さんはそういった力が十分あります。ここに書いてあるかどうかで、後で結構意味が違ってくることもあるかと思います。他の都市では民間金融機関が積極的に融資に取り組んでいる例もあるようです。企業が出捐することによるファンドの設立についても言及していただければと思います。

名和田委員長:7の(1)の③にある「企業等からの資金や寄付などをいかに獲得するかが課題」 という記述に対応する記載が(2)の③の中に無いことは確かに少し気になります。 企業主体のファンドも考えられるというような記載があっても良いと思います。

廣岡委員:課題と方向性が対応していない部分が細かく見るといくつかあります。全て詳細に見たわけではないですが、例えば1でも(2)の今後の方向性…の中では町内会・ 自治会に関する記載があるのですが、(1)の課題…の中では無いなど、ばらつき があります。もう少し対応するようにすると良いと思います。

4の(1)の最後の「インキュベーション施設がない。」という記載も、全く無いわけではないので「少ない」などの表現に改めた方が良いと思います。市民活動センターのブースも賃料が高いかも知れませんが、場所としては相応の賃料だと感じています。高いと言い切ってしまうよりも、「もっといろいろと選択肢があると良い」などの表現の方が良いと思います。

名和田委員長:「初動期の市民活動団体にとっては…賃料が高い」などと前に入れる形でしょうか。 廣岡委員 :種類が一つしかないという課題はあるかと思います。ブースしかないので、もっと 種類があったら良いかなと思っています。

徳田副委員長:市民活動専用のインキュベーション施設が無い、あったら良いということでしょうか。

廣岡委員:お金を払えば市民活動でも使える施設はあるのですが…

徳田副委員長:商工会議所のスペースも、市民活動専用ではありません。

名和田委員長: インキュベーションという言葉の解説もカッコ書きなどで入れておく必要があります。まだそれほど広がっている言い方ではないと思います。

課題と方向性が全て一対一で対応している必要はないかと思いますが、できれば 発言をうまく拾っていただいて、対応がわかるようにしていただければより読みや すく、分かりやすくなると思います。

徳田副委員長:8の行政の役割に関する記述が少し簡単すぎる印象を受けます。区民会議などについてもう少しふれても良いと思いますし、(2)の方向性の中の、「区役所に協働のコーディネーターとしての役割を期待したい。…」という記述も、「それだけか?」と感じますし、唐突です。意見としては確かにあるのですが。

名和田委員長:区役所が参加と協働の拠点であるということは前掲されており、その流れの中での 記述かと思います。

> 各区役所の中には活動支援コーナーがあるのですが、それがどうも低調だという 意見もあります。これも先ほどのコミュニティカフェと同じように、活動拠点の一 つなのですが、どうも影が薄い。区役所がもっている資源で十分に活かされていな いものが結構ある。我々もあまりそれについて議論しませんでしたが、もう少し書 けると思います。

徳田副委員長:区役所が地域の拠点になるというのは趣旨としては賛成なのですが、きちんとした 予算や人員、権限が付与されているかというと、まだいろいろな見解や意見があり そうです。

名和田委員長:私は、川崎市は今、区役所重視の方向に大きく舵を切っていて、ここ数年の間にも前進してきていると感じています。徳田委員の御意見も活かして、区役所機能強化のこれまでの取組を踏まえて、まだ十分ではない面もあるという課題もあるというような記載を8の(1)に加えてはどうでしょうか。そんな趣旨の発言をしたような記憶もあるのですが、この委員会ではなく、自治推進委員会だったかもしれません。確かに区役所に関する記述は少し薄いと感じます。

(4) 第3章について

名和田委員長:徳田委員から提出いただいた意見資料は主に第3章の内容に関わるかと思います。 ロ火を切る意味でもまず徳田委員にご発言をお願いしたいと思います。

徳田副委員長:まず全体的に「新しい協働」に関する具体的なイメージが今一つ伝わってこない。 少し遠慮されて書かれている部分があるのかなと思います。

(以下、資料の①について補足)

コミュニティビジネスを市民自身が行っている事例も川崎市にはあります。多様化する市民活動を受けた議論が第2章との整合性の点からも必要です。例えば市民活動のSB/CB化の動きはかわさき市民活動センターの助成金の動きを見てもわかります。市民活動と企業の連携、企業市民の地域貢献活動は川崎市では珍しくありません。市民=住民でなく、広く捉えた論が必要です。

(以下、資料の②について補足)

現状認識としてある多様な主体間の協働についても、踏み込んだ記述が欲しいところです。最初の委員会で市民こども局さんから示された資料にもこの辺りは現れていたと思います。委員会での議論をもっと出した方がよいのではないかと思います。自治会、商店会、大学、企業など多様なマルチステークホルダーが関わった構図、その中心に市民という概念があるというような新しい構図を示せると良いと思います。昔とは変わってきたということです。

(資料の③④⑤⑥については、ほぼ資料文面どおりの説明)

例えば24ページ(ウ)の「寄付や市民ファンドを通じた…」のところですが、16・17ページで出てきた今後の方向性の意見が市民ファンドだけになってしまうのかという印象があります。第2章との整合性がとれていないと感じます。このほかにもあるかもしれません。

名和田委員長:企業市民やCSR に関する記述は確かに第3章にもう少しあって良いと思います。企業ファンドの件は第2章の意見交換のところにも出てきましたが、これも書き加える必要がありそうです。その他記述を厚くしてはどうかという点のご意見がいくつかありましたが、市民活動支援指針の改定という枠組みの中でどこまで踏み込めるかは、さじ加減は事務局に判断いただき、反映いただければと思います。

徳田副委員長:市民活動支援指針改定委員会の報告書ではありますが、次のステップである「新し い協働」を意識し、それに向けた「つなぎ役」としての報告書でもあります。一般 の人が見ても、協働の概念が変わってきたということが良くわかるようにしておく 必要があります。「手厚く市が支援していくんだよ」という方針を示した方が、次 のステップにも移りやすくなると思います。

庄嶋委員 : 小さいポツ「・」と、大きい黒丸「●」がそれぞれ何を意味しているのか、わからず、読みにくく感じました。「●」が提言で、「・」はそれを説明したり、理由付けしているのかなと思いましたが、そういう理解で良いのでしょうか。

事務局: ご指摘のように「・」は課題などを整理したもの、「●」は今後への提言というよ

うな形で整理しています。

庄嶋委員

: 第3章は1と2に大きく分けられています。2の方は先ほどのマルチステークホル ダー、多様な主体を取り出して書いているのですが、その中でも(1)と(2)は 現状認識の部分、(3) はタイトルも「今後の検討項目と方向性の提案」とあり、 これらを受けた今後の提案の部分の様にも見えます。そうしますと(1)と(2) の中の「●」をどう捉えたらいいのか。全体的に「ここが提案部分」というものを もっと明確にわかりやすく提示していただきたいと思います。

また多様な主体に関する記載の部分ではある程度明確に書かれていると感じま したが、その前の指針全体の今後の在り方に関する部分については、私も少し「弱 いな」と思いました。

廣岡委員

: 具体的な事例を、イメージを膨らませるためにも入れた方が良いという話がありま したが、どこに入れたら良いのかと考えていました。現状を示す部分にも必要です が、新たな支援のイメージところにもいくつかあると良いと思いました。先ほど庄 嶋委員から指定管理者に市民団体がなっている事例が分からないという意見があ りました。私は事例を知っているのでイメージできるのですが、確かに分からない だろうなと思いました。また介護保険などの公的サービスを担っている市民活動団 体がすごくたくさんあると思うのですが、その辺りも事例で見えるようにできれば、 事業主体の多様化が、介護保険を通じて分かりやすく見えるのかと思います。

私は多摩区役所の担当部署に、いつも活動のチラシなどを持っていくのですが、 昨日はたまたま市民活動支援コーナーで会議をし、チラシを刷って、「その帰りに 寄りました」と言ったら「そんな場所があったんですね。知りませんでした。」と 職員に言われてしまいました。「私たちがどうやってこの活動を担っているのか、 職員は分かっていないんだな」と思って、ショックでした。市の職員も分からない ことは市民にはもっと分からないと思います。私たちが課題だと思っていることを どのように伝え、解決に結びつけていくかという意味では、イメージできるかどう かがかなり重要だと思います。そのイメージがまだできていないんだなと感じた一 件でした。

主体が多様化する中で、やっている活動が同じでも、市民活動団体と企業とで、 受けられる支援がどうして違うのかというようなことも今後課題になってくるか もしれません。私たち(ぐらす・かわさき)は市民活動コーナーも利用し、印刷機 なども割安で使えています。市民館もどういった団体にもっと利用・活用してもら うかなど、課題を抱えていると思います。現状をより具体的に記述することによっ て課題がもっと見えてくるのかなと思います。今更ですが、どのくらいその辺りが 示せるかが重要です。

名和田委員長:廣岡委員の意見に同感いたします。委員構成によるのかもしれませんが、全体とし て委員会も報告書も福祉分野の印象が薄いように思います。しかしこの報告書自体 が示しているように、市民活動団体や NPO 法人の過半数を占めているのは福祉分野 の団体です。委員にも福祉分野の方がおり、貴重な意見を述べて下さっていますが、

過半数を示すような現状がイメージされにくい中で提案が行われている面があります。そこで今からできることとしては、具体的な事例を挿入する。市民が自発的に行っている福祉分野の活動団体としては、新井委員の「わになろう会」や酒井委員の「多摩家事介護ワーカーズ・コレクティブくるみ」があります。それを事例としても御紹介いただく形で、具体的なイメージの読者との共有に向けた工夫ができると思います。徳田委員がおっしゃった次のステップに向けてどこまで踏み込むかという点は事務局も悩ましい点があるかと思いますが、事例は入れてはどうかと思います。

徳田副委員長:課題のところで、市民活動センターに関する言及が少しありますが、提言のところでもかわさき市民活動センターの今後のあり方に少し触れても良いのではないでしょうか。前回の指針の策定を受けて整備されてきた市民活動センターでもあり、指針が改訂されれば、当然市民活動センターにも関わってくる事柄が多いと思います。具体的に書きすぎると問題があるかもしれませんが、方向性などある程度示せないかと思います。

名和田委員長:市民活動センターについては、事務局の方で何かお考え等ありますでしょうか?

事務局 :全市の市民活動の中間支援組織と位置付けられており、川崎市の市民活動支援において、中核的な役割を担っていると考えています。マルチステークホルダー化が進む中で、これからの「中間支援」は大きく二つあると考えています。一つは市民活動への中間支援。もう一つは市民活動に限定されない形で支援をいろいろな主体に行っていくことです。その中で、市民活動センターがどのような役割を果たしていくのかということは今後の検討課題と考えています。

徳田副委員長:書き方が難しいかもしれませんが、その辺りにもう少し踏み込めると良いと思います。

事務局 : 前回の議論でも少し申し上げましたが、市民活動センターは市民活動支援指針で位置付けられ、中間支援という役割が明確にされていますが、一方でそれ以外の部署等が所管する分野で中間支援的役割を果たしている主体が生まれている事があり、そうした動きは他部署の職員が知らなかったりします。後になって「こっちの方が良い」とか「こっちは中間支援組織の体をなしていない」などと言っていることもあります。これは市民活動センターが悪いのか、行政の認識が悪いのか、それぞれの課題があるような気もしています。区の支援拠点に取り組んでいる方々と市民活動センターとの間で充分な情報交換や連携に至っていないのが現状です。今後はその辺りにも力をいれて運営し、実際に現場でどのような声があるのか、把握が必要と考えています。区でさばけないものについてどのような対応になっているのかも問題です。区の職員が担っているのか、もしくは「さばけないですよ」で終わっているのか。本来はその辺りの情報も、市の中間支援に集約するべきと思います。この辺りを課題として書き込んでいくことも考えられるのですが、その場合は市の職員の質、対応等にまで言及いただくような形が良いかとも思います。

指定管理について、十分な委託金が払われず、市民活動団体が自立できないとい

うような御指摘もありました。事業ありきになっている NPO もあり、この辺りも具体的を示せば見えてくる可能性があります。この辺りは私どもも、歯がゆく感じており、同時に書きにくくある部分でもあります。

名和田委員長:現状認識はある程度共有されてきた部分があると思います。どこまで書くかは次の 委員会までに御判断いただければと思います。局間連携が重要だということは書か れていたと思います。

2. その他

(1) 具体的事例の紹介について

・事務局が資料に基づき、落合委員から資料提供のあった川崎信用金庫の地域貢献活動及び、徳田 委員から提供があった中間支援組織としての宮前区まちづくり協議会や「まち発(まちなかビジネス発信所)」の事例について紹介した。

廣岡委員:企業との連携という事例では、最近できた「にこプラ新地」を取り上げてはどうかと思いました。東急が地域に活動場所を提供している事例です。立ち上がったばかりで私もまだ現地にいったことは無いのですが、関わっている方々はかなり前から地域で活動されていて、長い準備期間を経てようやく開設に至ったということです。

名和田委員:市民と企業絡みの事例はいくつか出ています。市民による中間支援という事例では 「ぐらす・かわさき」さんを紹介して下さればと考えています。

事務局の方でもバランスを考慮しながら、お声掛けいただければと思います。

事務局: 福祉の分野では、「わになろう会」さんなど何団体か打診してみたいと思います。

名和田委員長:各事例はかなり凝縮した形で紹介することになるかと思います。

事務局:掲載する場所についてはどうでしょうか。

名和田委員長:各章に散らばるイメージでしょうか。文脈と一致するような形が望ましいと思いま すので、偏在するような形になると思います。

庄嶋委員: 記述を裏付けるということが、事例掲載の基本になると思いますので、該当記述と 事例紹介がセットであるべきと思います。そうすれば読んでいる側も「こういうこ とだね」とわかりやすいと思います。

徳田副委員長:今日は市民活動センターの福森委員がご欠席ですが、市民活動センターでかなり紹介できる事例があるのではないかと思います。

庄嶋委員:川崎らしい、最近のトレンドを反映した特徴的な事例をいくつかピックアップしていくことで、よりリアルになっていくと思います。

名和田委員長:福森委員とのご相談、まだ出ていないところへのお声かけなどで、ピックアップを お願いいたします。

(2) その他

名和田委員長:第1章 区における市民活動支援のところで、「地域人材育成基本方針」という言葉が出てきていたかと思いますが、第3章では出てきていません。ここでいう地域人

材育成方針というのは、役所が持っているものを念頭に置いたものでしょうか?

事務局 : 現在、多摩区と宮前区で、そのようなものが作成されています。趣旨としては、市 民館の地域講座を受講した方などが、修了後そのままになってしまうのではなく、 協働や地域での活動につなげていく区の方針として定めているものです。

名和田委員長:既に区でそういった事例があるのですね。自治体の人材育成指針という言葉をもじっているのだろうなと思いますが、知らない人は名称だけ見るとどう思うかと少し気になりました。区で進められていて、ある程度定着しているのであれば、そのままで良いかと思います。

徳田副委員長:第3章の中間支援の在り方ですが、京都市などでは行政が直接中間支援を行うよう な事例もあったかと思います。

名和田委員長:横浜市の場合、指定管理者制度ではありませんが、プロポーザル方式で競争させる ような形だったと思います。ただ区レベルでは直営もあったかと思います。横浜市 港南区では直営ですが、そのブランチが地域別にあったりします。いろいろです。

徳田副委員長:中間支援をどうマネージメントしていくのか、今の形が良いのかどうかは今後、議論として出てきそうです。

名和田委員長:2005年に総務省が「新地方行革指針(地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針)」というものを出し、そこには自治体は協働の戦略拠点、戦略本部となるべきだと書かれていました。このイメージは地方ではそれでよいかと思いますが、川崎のような市民性の高い地域では、行政がそんな僭越なこと考えてどうするんだという意見も出できそうです。現に今日の報告書素案にも、そのようなニュアンスは出ていないと思います。徳田委員がおっしゃる論点も、この場では議論できませんが、川崎的な観点から議論していかなければならない論点だと思います。

(3) 今後のスケジュールの確認

・最後の委員会を9月29日(月)、高津区役所の第3会議室で開催予定です。今日いただいた意見 を踏まえて報告書案を更新し、事前に送付の上、委員の皆様からの御意見を伺いたいと思います。 よろしくお願いいたします。

以上